

## 令和5年度有機農業転換支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、県内における有機 JAS 認証取得を推進するため、令和4年度有機農業転換支援事業実施要領（令和5年3月31日付け4農産第2964号。以下「実施要領」という。）に基づき事業実施主体が行う事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で令和4年度有機農業転換支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

### (補助対象経費及び補助率等)

第2条 補助対象経費及びこれに対する補助率等は、別表に掲げるところによる。

### (補助金の交付申請)

第3条 事業実施主体が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、速やかに事業実施主体に通知を行うものとする。

### (補助事業の変更承認申請)

第5条 前条の規定により、補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、別表に掲げる重要な変更があるときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

### (補助事業の中止及び廃止)

第6条 補助事業者は、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

### (状況報告)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度の12月31日までの事業遂行状況を、翌月の15日までに事業遂行状況報告書（様式第4号）により知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 8 条 補助事業者は、補助事業の完了した日から起算して 15 日以内又は 3 月 31 日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（様式第 5 号）に知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 9 条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理した場合には、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適當と認めたときは補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 10 条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書（様式第 6 号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 11 条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合には、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第 12 条 知事は、前 2 条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部又は全部を概算払することがある。

2 補助事業者が概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第 7 号）に、知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(事前着手)

第 13 条 事前の着手は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事由により、前条の規定による通知を受ける前に補助金に係る事業に着手する場合は、あらかじめ事前着手届出書（様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第 14 条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(指揮監督)

第 15 条 知事は、補助事業の実施に関し、必要に応じて検査し、指示を行い、または報告を求めることができる。

(関係書類の保管)

第 16 条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第 17 条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認められたときは、補助金交付の決定を取り消し、または変更することがある。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき
- (2) この要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があったとき
- (3) この要綱により交付された補助金を他に流用したとき
- (4) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき

附 則

この要綱は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別 表（第2条関係）

補 助 対 象 経 費	補助率及び上限額	重要な変更	
		経費の配分の変更	事業の内容の変更
事業実施主体が実施要領に基づいて行う事業に要する経費 1 有機農業転換支援事業費 有機JAS認証取得を新規に目指す農業者等が当該年度に施用する有機質肥料に係る経費	定額（20千円／10a）補助 上限は1戸当たり100千円	1 県補助金額の増減 2 事業費の30%を越える増減	1 事業実施主体の変更

様式第1号（第3条関係）

令和5年度有機農業転換支援事業費補助金交付申請書

記号番号  
令和年月日

愛媛県知事 様

事業実施主体  
住所：  
名称：  
代表者氏名：印

令和5年度有機農業転換支援事業を下記のとおり実施したいので、令和5年度有機農業転換支援事業費補助金交付要綱第3条の規定により、補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

別紙様式のとおり。

- (注) 1 記以下の記載要領は別紙様式によるものとする。  
2 本様式に責任者及び事務担当者の氏名、連絡先を記載し、電子メールで提出（宛先を県の事務担当者及びその上席者並びに事務担当者の上席者とする）する場合においては、押印を省略することができる。なお、押印を省略する場合は、印を削除するものとする。

(別紙様式)

1. 事業の目的

--

2. 事業計画及びその内容

事業実施 主体名	所在地	対象品目	作付面積 ( a )	事業費 (円)	補助金 (円)	備考

3. 事業費及び負担区分

(単位 : 円)

総事業費	負担区分	
	県費	その他
円	円	円

4. 事業完了予定年月日

年 月 日

5. 添付書類

- (1) 実施圃場図
- (2) 有機農業転換支援事業実施計画書
- (3) 農地台帳等ほ場の面積が確認できる書類
- (4) 資材のカタログ等
- (5) 実績報告にあっては、写真等内容を確認できるもの
- (6) その他、知事が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

令和5年度有機農業転換支援事業変更承認申請書

記号番号  
令和年月日

愛媛県知事 様

事業実施主体  
住所：  
名称：  
代表者氏名：印

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった令和5年度有機農業転換支援事業を、下記のとおり変更したいので、令和5年度有機農業転換支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、その承認を申請します。

記

別紙様式のとおり。

(注) 1 記の記載様式は、様式第1号に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の区分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については、この限りではない。

2 補助金の額が増額する場合は、本文中の「要綱第5条の規定に基づき申請する。」を「要綱により、補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。

3 本様式に責任者及び事務担当者の氏名、連絡先を記載し、電子メールで提出（宛先を県の事務担当者及びその上席者並びに事務担当者の上席者とする）する場合においては、押印を省略することができる。なお、押印を省略する場合は、印を削除するものとする。

様式第3号（第6条関係）

令和5年度有機農業転換支援事業中止(廃止)承認申請書

記号番号  
令和年月日

愛媛県知事 様

事業実施主体

住所：

名称：

代表者氏名：

印

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった令和5年度有機農業転換支援事業を下記により中止（廃止）したいので、令和5年度有機農業転換支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、その承認を申請します。

記

1 事業の中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

(注) 本様式に責任者及び事務担当者の氏名、連絡先を記載し、電子メールで提出（宛先を県の事務担当者及びその上席者並びに事務担当者の上席者とする）する場合においては、押印を省略することができる。なお、押印を省略する場合は、印を削除するものとする。

様式第4号（第7条関係）

令和5年度有機農業転換支援事業遂行状況報告書

記号番号  
令和年月日

愛媛県知事

様

事業実施主体

住所：

名称：

代表者氏名：

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった令和5年度有機農業転換支援事業の遂行状況について、令和5年度有機農業転換支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業遂行状況

総事業費	事業の遂行状況				備考	
	12月31日まで完了したものの		1月1日以降に実施するもの			
	事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日		
円	円	%	円			

様式第5号（第8条関係）

令和5年度有機農業転換支援事業実績報告書

記号番号  
令和年月日

愛媛県知事 様

事業実施主体  
住所：  
名称：  
代表者氏名：印

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった令和5年度有機農業転換支援事業の実績について、令和5年度有機農業転換支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記により関係書類を添えて報告します。

記

別紙様式のとおり。

(注) 1 記の記載様式は、様式第1号に準ずるものとする。

なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

2 添付書類については、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。

3 本様式に責任者及び事務担当者の氏名、連絡先を記載し、電子メールで提出（宛先を県の事務担当者及びその上席者並びに事務担当者の上席者とする）する場合には、押印を省略することができる。なお、押印を省略する場合は、印を削除するものとする。

様式第6号（第10条関係）

令和5年度有機農業転換支援事業費補助金精算払請求書

記号番号  
令和年月日

愛媛県知事 様

事業実施主体  
住所：  
名称：  
代表者氏名：印

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった令和5年度有機農業転換支援事業費補助金について、令和5年度有機農業転換支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円

内訳

交付決定通知額	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円

(注) 本様式に責任者及び事務担当者の氏名、連絡先を記載し、電子メールで提出（宛先を県の事務担当者及びその上席者並びに事務担当者の上席者とする）する場合においては、押印を省略することができる。なお、押印を省略する場合は、印を削除するものとする。

様式第7号（第12条第2項関係）

令和5年度有機農業転換支援事業費補助金概算払請求書

記号番号  
令和年月日

愛媛県知事 様

事業実施主体  
住所：  
名称：  
代表者氏名：印

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった令和5年度有機農業転換支援事業費補助金について、令和5年度有機農業転換支援事業費補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円

内訳

交付決定通知額	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円
残額	円

(注) 本様式に責任者及び事務担当者の氏名、連絡先を記載し、電子メールで提出（宛先を県の事務担当者及びその上席者並びに事務担当者の上席者とする）する場合においては、押印を省略することができる。なお、押印を省略する場合は、印を削除するものとする。

様式第8号（第13条関係）

令和5年度有機農業転換支援事業事前着手届出書

記号番号  
令和年月日

愛媛県知事

様

事業主体

住所：

名称：

代表者氏名：

印

令和 年 月 日付けで申請の令和5年度有機農業転換支援事業補助金に係る事業について、令和5年度有機農業転換支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり届出します。

記

1 補助事業名

2 事前着手の理由

3 着手予定年月日

(注) 本様式に責任者及び事務担当者の氏名、連絡先を記載し、電子メールで提出(宛先を県の事務担当者及びその上席者並びに事務担当者の上席者とする)する場合においては、押印を省略することができる。なお、押印を省略する場合は、印を削除するものとする。